

## 「業者カード」の作成にあたっての注意事項（測量・コンサル等）

業者カードは、徳島県ホームページのトップ画面下部の「オンライン行政サービス」→「電子申請サービス」→「徳島県」→手続一覧の「一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書【業者カード（コンサルタント）】」に入り、作成してください。

[https://s-kantan.com/pref-tokushima-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://s-kantan.com/pref-tokushima-u/offer/offerList_initDisplay.action)

※画面右上部の「ヘルプ」をクリックすると、**操作マニュアル**を参照できます。

### 電子申請全般

**書類審査が終わるまでは入力データを送信しないでください。**

電子申請画面で入力が終了したら、画面下の「保存」を選択し、入力データをご使用のパソコンに一旦保存した上で、PDF出力して印刷し、他の書類と合わせて提出してください。

#### 1 「電子申請・届出システム」の利用に必要なID・パスワード

- ・電子入札の際に使用するID・パスワードとは別のものです。申請画面に従い、利用者登録して、新たに電子申請用のID・パスワードを取得してください。
- ・平成28年度から新システムになっています。平成27年度以前に登録したID・パスワードを入力してもシステムに入れません。新たに登録し直してください。

#### 2 電子申請の時期

- ・入力して、すぐに **申し込む** をクリックしないでください。
- ・入力後、一旦、データをパソコンに保存し、書類審査後に保存データを読み込み、必要な修正等を行った後に **申し込む** をクリックして申請してください。
- ・申請書に添付していただく「印刷した業者カード」について 受付期間中の審査を受け、訂正事項が無くなった時点で申請となります。

#### 3 利用者登録の際の「利用者名」、「メールアドレス」について

- ・利用者登録に当たっては、操作マニュアル3.2.1利用者情報登録をご覧ください。
- ・メールアドレスは、申請書作成を担当される方のもので結構です。

#### 4 書類審査後に（指摘事項の修正のため）パソコンに保存したデータを呼び出す方法（あるいは書類審査を受ける前にパソコンに保存したデータを修正する方法）

- ・手続一覧から入札参加資格申請書【業者カード（コンサルタント）】を選択し、「業者カード」の画面最下部の **一時保存した申し込みデータの読込** をクリックして、パソコンに保存したXMLデータを読み込めば、修正することができます。
- ・修正したら、再度確認して、修正データをパソコンに保存し直してください。

#### 5 電子申請を行った後に業者カードの情報を訂正したい場合

- ・建設管理課にご連絡ください。（連絡先：088-621-2519・2624）

### 「業者カード」の入力に際して

#### 6 画面最上段の「業者番号」、「登録番号」について

「業者番号」

これまでに入札参加資格を取得している方は、県から送付した資格認定通知書に記載の番号を入力してください。

「登録番号」

これまでに入札参加資格を取得している方で、前回書類審査の際に入力するよう案内した「5あるいは6で始まる8ケタの数字」を記入してください。

番号が分からない場合は書類審査の際の「登録番号」欄への入力は不要です。

## 7 メールアドレスについて

- ・主たる営業所、年間受任者の分とも会社の窓口（例：申請書作成を担当される方、あるいは営業窓口など）のもので結構です。

## 8 希望する(○か◎を記入する)業種の「2カ年平均業務高」の欄について

- (1) 官公庁・民間問わず、入札参加希望があつて実績高が無い欄にはゼロ(0)の数字を入れてください。
- (2) 入札参加を希望しない業務部門(例：土木関係建設コンサルタントの「道路部門」など)の実績高は、官・民欄に振り分けて「その他」欄に入力してください。
- (3) 「土木関係建設コンサルタント」、「補償関係コンサルタント」の業務高において、業者カードに記入欄の無い「廃棄物部門」、「総合補償部門」の実績が含まれている場合は、それぞれの実績は、「その他」欄に入力してください。

※ 上記(2)、(3)の場合は、業者カードにおける「土木関係建設コンサルタント」等各業務区分の実績の合計と申請書様式第1号(その2)の「測量等実績高」の対応する業種区分の「④ 2カ年平均業務高」とは一致しなくなります。

## 電子申請システム（業者カード）Q&A

### Q 1 システムには、どこから入るのですか。

- ・ 徳島県のホームページの下部にある「**オンライン行政サービス**」に入り、「**電子申請サービス**」→「**徳島県**」をクリックして、システムへ入って下さい。
- ・ 手続一覧の中から、「一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書【業者カード（コンサルタント）】」に入って、作成して下さい。
- ・ 入力する前に、「徳島県電子入札ホームページ」の「各種ダウンロード」の中に掲載している「**業者カード注意事項Q&A**」をお読み下さい。

### Q 2 以前に登録したIDでシステムに入れない。

- ・ 平成28年度から新システムになっており、**以前に登録したIDは使えません**。
- ・ 改めて、利用者登録し直して下さい。（28年4月以降に利用者登録された方は、そのIDが使えます。）
- ・ パスワードは、忘れないように注意して下さい。
- ・ システムの「**ヘルプ**」を押すと**マニュアル**が見られます。

### Q 3 IDがわからなくなった。

- ・ IDは、利用者登録で利用したメールアドレスです。

### Q 4 利用者登録の名義は、本社か支店（年間受任者）か

- ・ どちらでも結構です。

### Q 5 業者カードを送信してしまった。

- ・ そのままにしておいてください。
- ・ 「受付は、書類審査を終えて誤りが無くなった時点」であることをご承知おき下さい。
- ・ PDFプレビューで紙に印刷した業者カードを他の書類と合わせて提出して下さい。
- ・ 書類審査で修正を指摘された場合は、修正を加えて再度送信して下さい。

### Q 6 業者カードの印刷方法は？

- ・ 入力が終わったら、画面下部の **確認へ進む** を押して、**確認画面**に進む。
- ・ 確認画面の下部 **PDFプレビュー** を押して、プレビューが出たら、それを印刷。  
※入力画面をそのまま印刷して（4～5枚）ご提出する方がいますが、必ず、PDF印刷（1枚）で提出して下さい。
- ・ ここでは、まだ **申し込む** を押してはいけません。

### Q 7 データの一時保存の方法は？

- ・ **入力画面**下部の **申込データの一時保存** を押して、ご使用のパソコンに保存して下さい。  
※ 入力画面 ↔ 確認画面

### Q 8 保存したデータの修正方法は？

- ・ **入力画面**下部の **一時保存した申込データの読み込み** を押して、データを読み込めば、何度でも修正できます。（修正して4のとおり一時保存もできます。）
- ・ 書類審査で修正を指摘された場合は、読み込んだデータを修正して、**確認画面**に進み、**申し込む** を押すとデータが徳島県に送信されます。

### Q 9 業者カードは、以前はA4横印刷だったが、今回は、縦に印刷される。

- ・ そのまま、縦印刷で結構です。

Q10 許可番号力は6桁入力であるが、5桁の場合、頭に0を入力するのか。

- ・入力しなくて結構です。

Q11 送信済み業者カードの修正方法は？

- ・県で受付処理を行う前であれば、送信済であっても業者カードの修正ができます。
- ・操作方法
  - ・システムに【ログイン】
  - ・【申込内容照会】の [申込一覧] に進み、右端の 詳細 を押す。
  - ・[申込内容詳細] でデータを修正し、修正する を押す。

## 業者カードよくある間違い

### 測量・コンサルタント

- 1 商号 (フリガナ)
  - ・カブシキガイシャ、ユウゲンガイシャ等は、入力しない。
- 2 登記所在地
  - ・都道府県名から入力する。
- 3 住所の表記
  - ・1丁目1番地 → 1-1 (全角のハイフンで繋いで入力)
- 4 希望業種 (コンサル)
  - ・登録があり、希望する場合に ◎ (登録証明証等をよく確認すること)
  - ・登録は無く、希望する場合は ○
  - ・建築士事務所登録がある場合  
建築関係建設コンサルタント  
上から3つ (建築一般、意匠、構造) は、◎  
それ以外は ○
  - ・補償関係コンサルタント  
7つの部門のうち、登録している者は◎、登録していないものは○  
現況報告書、登録事項証明書でよく確認すること。  
(当初登録し、後に削除している場合がある。)
- 5 2カ年平均業務高
  - ・申請様式 (その2) と一致しているか。(希望業務内容に含まれない業務高がある場合は、一致しないことも有り → その他に計上する。)
- 6 有資格者、職員数
  - ・申請様式 (その2)、と一致していない。
- 7 登録番号
  - ・ ( ) は」省略する、 (23) 1234 → 1234
- 8 入札参加先希先
  - ・申請書様式 (その1) と一致しているか、確認すること
  - ・石井町は希望できない (今回の共同受付に不参加のため、同町を希望する場合は、直接、同町窓口にお問い合わせのこと。)
- 9 その他  
測量等実績調書
  - ・現況報告書で代用できる。(国土交通省の受付印だけでなく、確認印が必要)
  - ・測量など、現況報告書の無い業務は、県様式調書の提出が必要。